

教委職企第1959号
平成27年3月2日

小学校・中学校・高等学校・中等教育学校を設置する各学校法人の理事長 様
大阪教育大学附属の各小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校長 様
各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会事務局
教職員室教職員企画課長

教育職員免許状を要しない非常勤の講師の
任命又は雇用に係る届出について（通知）

標記について、教育職員免許状を要しない非常勤の講師（以下「特別非常勤講師」といいます。）を任命し、又は雇用しようとする場合は、教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、免許状授与権者である大阪府教育委員会にあらかじめ届出を行っていただく必要があります。既に届け出て任命し、又は雇用している特別非常勤講師を、翌年度以降引き続き任命し、又は雇用する場合も同様です。

つきましては、関係法令を遵守いただくとともに、本制度の趣旨を十分ご理解され、適切に制度をご活用いただくようお願いします。この手続きの案内と届出様式のダウンロードについては、大阪府ホームページ「教員免許状関係リンク集」中の「特別非常勤講師の届出」の項（<http://www.pref.osaka.jp/kyoshokuink/menkyolinks/>）をご覧ください。

なお、この届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、同法第23条の罰則規定が適用されることがありますので、念のため申し添えます。

※「特別非常勤講師任命・雇用届出書」（第十六号様式）は昨年度の通知文書に添付したもののから一部内容を変更していますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

大阪府教育委員会事務局教職員室
教職員企画課免許グループ

担当 山上・植田

電話 06-6944-6180 / FAX 06-6944-6897